

会 議 概 要

(1)会議の名称	平成20年度第1回我孫子市景観審議会								
(2)開催日時	平成20年4月15日								
(3)開催場所	議事堂第1委員会室								
(4)出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名(傍聴人を除く。) 出：出席 欠：欠席	委員								
	出	牛尼 良子	出	島津 和夫	出	増田 武志	出	川崎 政彦	
	出	小林 さやか	出	齋藤 啓子	出	阪本 功	欠	丹治 朋子	
	出	安井 正	出	小池 勇	欠	田村 星寿	欠	寺尾 美千子	
	出	掛川 正治	出	内田美恵子	出	須藤 資行			
	事務局 樋口部長、遠藤次長、大井副参事(兼室長)、安富主査長、野村主任								
(5)議題	公園坂通り整備に向けた調査検討報告書(案)について								
(6)公開・非公開の別	公開								
(7)傍聴人の数	1人								
(8)会議の内容	要旨は下記の通り								

■会議内容要旨

【事務局】 本日はお忙しい中、平成20年度第1回我孫子市景観審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。会議に先立ちまして新しい都市部長よりごあいさつ申し上げます。

【事務局】 今ご紹介ありました都市部長の樋口と申します。よろしく願いいたします。

本日は第1回我孫子市景観審議会にお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今日は2月にございました19年度の第2回の景観審議会の中でご報告させていただいて、いろいろご意見をいただいた公園坂通り整備に向けた調査検討報告書、それにつきましていただいたご意見等を反映したものとできなかったものを含めまして、再度皆さんのほうにご報告いたしまして、できましたらこれで、報告書のほうの(案)をとっていきたいと考えています。ここで皆さんからいただくご意見、今日いただくご意見等も踏まえて、後ほど事務局のほうから説明いたしますが、最終的にはそういう調査報告として市長に報告していきたいと考えておりますので、今日はよろしく願いいたします。簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

【事務局】 私もこの4月の人事異動に伴いまして、瀬戸井にかわりまして市民課より異動になりました大井です。開会前まで私が進行させていただくわけですので、よろしく願いします。それでは、まず初めに委員の交代についてご報告させていただきます。これまで5号委員、

関係行政機関の職員ということで、千葉県東葛飾地域整備センター柏整備事務所の青木委員がやはりこの4月の人事異動に伴い異動になりまして、新たに柏整備事務所の次長になられました須藤委員をご紹介します。

【須藤委員】 須藤です。よろしくお願いします。

私もこの4月1日で異動によりこの柏整備事務所に来まして、その前は千葉地域整備センターという、千葉市内にいたんですけども、我孫子市内というか、こちらに関連するのは私が若いころ、20年前ぐらいにちょっとこの手賀沼の関係をやっていまして、その後、皆さんもご存じの手賀大橋というのがありますが、その4車線化のときに県庁の道路建設課というところでいろいろやった経緯がございます。こちらに関してはそのぐらいしか仕事はありませんけれども、手賀沼の周辺というのはやはり昔と今もそんなに変わらないで、自然豊かでいいところだなということで実感がわいております。また今後ともよろしくお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして齋藤委員をご紹介します。齋藤委員におかれましては、日程等の関係で事務局の配慮が足りず今まで出席いただけませんでした。本当に申しわけございませんでした。齋藤委員は今日初めてということで、一言お願いします。

【齋藤委員】 今日初めて出席させていただきます、武蔵野美術大学の齋藤と申します。専門分野はデザインです。武蔵野美術大学で教鞭をとる前は世田谷区役所の都市デザイン室というところで10数年間仕事をしてまいりました。ですから市民参加のまちづくりということについても何かお役に立てればいいなと思って参っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 皆様のご紹介につきましては、机の上に座席表を配布させていただきました。過去2回の審議会で自己紹介していただいておりますので、今回は省略させていただきます。

続きまして、事務局の紹介を行います。

<事務局紹介>

【事務局】 それでは会長、お願いいたします。

【阪本会長】 それでは、ただいまから開会したいと思います。今日はお忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。出席者が12名ですので審議会は成立ということで進めさせていただきます。議事の進め方ですが、先ほどお話ございましたように、先般にいろいろ皆さんからご意見いただいたものを修正した案がお手元に届いてございますが、これをもとに今日事務局から説明していただき、それから前回と同じように逐次ご意見を受け付けていく、

こういう方式でいきたいと思います。よろしゅうございますか。それでは、途中1回程度休憩をとるということにいたしたいと思います。

【増田委員】 その前にちょっとすみません。今日いただいた資料の中に道路に関するものが1枚ありますね。これはどこがつくったかということはここに書いてないんですけども、今日の次第からいきますと、道路課作成とか何とか書いてありますよね。

【事務局】 交通課です。

【増田委員】 交通課とちゃんと書いて、日付を入れたのを用意してほしいと思うんです。今日やっている間に届けてもらうように。それと、これについて非常に質問があるから、できたら交通課の人がここに臨席することはできないですか。

【事務局】 私、ちょうど前任が交通課でございまして、そのときにまとめた内容でございませう。私のほうでお答えできるものがあればお答えしたいと思います。

【増田委員】 それでは大丈夫でしょう。よろしくお願ひします。じゃ、これはちょっと書類をお願いします。ちゃんと交通課と入れて、日付を入れて、そういう形のものにしてほしい。これだけのことが書いてあるんだから、どこがつくったのかという出自を明らかにしてほしい。

【事務局】 すみません。この内容については都市計画課のほうから交通課のほうに、これについての見解、要するに今までの考え方を答えてほしいということで、交通課のほうからの回答を踏まえて、都市計画課で今回これを資料としてつけているわけです。

【増田委員】 それはわかりますけれども、ここに設計の趣旨とかそういうことが書いてあるでしょう。どこがそういうことをしたのかなと思って見た場合にわからないでしょう。こういうのはひとり歩きするから、そうしたらわからなくなるからちゃんと書いてほしい。

【事務局】 これをもとに今回の調査検討報告書のほうを都市計画課のほうで取りまとめたということです。交通課と都市計画課でやりとりしたものを今回資料として都市計画課のほうで用意したということで、これを踏まえて今回の調査検討報告書のほうに、いわゆる公園坂通り、都市計画道路との関係を……

【増田委員】 じゃ、いいです、書かなくて。これを書いたのは日付でいうと2回目の後だね。

【事務局】 そうです。そのことのやりとりは都市計画課と交通課でやりとりをしております。

【増田委員】 わかりました。

【阪本会長】 要するに、このペーパーは今日の審議のための参考資料として2月に交通課でつくって、参考のために配った。

【事務局】 そうです。この文書そのものに対する責任というか、その責任は都市計画課が持

つということでご理解いただきたいと思います。

【阪本会長】 わかりました。では早速事務局からご発言をお願いします。

【事務局】 前回いただいたご意見は、前もってお配りいたしました表におおむねまとめまして、右側にそれについてどのように反映をさせていただいたかということが書いてございます。これはもう既に皆様にごらんいただいたと思いますので、ご質問等がさらにあればまた後でお伺いすることといたしまして、今からはこれに基づいて変更した部分の主な箇所、それから補足した内容について簡単に資料の説明をさせていただきます。

まず、前回いただいたご意見の中で、公園坂通りの機能が人優先であることを明確にしないといけないのではないかというご意見が何人かの委員の方からあったと思います。これにつきましては、章立てを変えております。1章ということで、短いですが新しく章を起こしまして、そのタイトルを公園坂通りの新たな役割としております。

1 ページの一番下から3行目のところでは、新しく都市計画道路、手賀沼公園・久寺家線が整備されますと、そちらのほうは地区幹線道路として車の通行機能を担うことになりまして、そして公園坂通りは車については沿道より周辺居住者の生活道路としての役割にとどまり、上位計画等にあるような、歩行者が安全に行き交うことができる魅力ある中心拠点のシンボル道路としての役割が期待されていますということが書かれております。

それから3ページの公園坂通りの整備イメージというところで、だれもがということこれは主に人を指すのだということ、障害を持つ人や高齢者などだれもがというふうにより詳しい説明をした、そういった整備イメージになっております。通行できるということも安全に安心して行き交うことができるといったように変えています。

次に、例えば白樺派の文人たちが愛した散歩道といった、そういったコンセプトづくりが非常に重要ではないかというご意見をいただきました。これにつきまして6章、具体的には79ページで記述をつけ加えました。79ページのところに、(4)で歩いて楽しいにぎわいのある通りへという項目がございます。ここの中に、こう記述しております。安全に歩けるだけでなく、楽しみながら歩く、あるいは歴史や文化に思いをはせながら歩くことが楽しい道路とすることが重要です。後のほうで、公園坂通りへの関心や愛着を深めるために、わかりやすい整備コンセプトを設定することも重要ですとしております。

それから、皆様のお手元に手賀沼文化拠点整備計画をお送りさせていただきましたが、この中にも公園坂通りの位置づけが詳しく載っています。今後の計画づくりの段階におきまして市民の方々と一緒にコンセプトづくりから行っていくことを想定しています。そのときには白

権派の文人たちとかそういったキャッチフレーズも有力な候補になると思います。そうなったときに、例えば街灯のデザインなどもそのコンセプトを体現できるようなデザインが採用されていく、そのように考えております。

あと、先ほど増田委員のほうからお話がありました手賀沼公園・久寺家線との関係がわかりづらいという指摘と、それからこの交差点についての質問がありましたので、15ページにA3の図面を入れましてわかりやすくしております。先ほど話題になりましたペーパーにつきましては、前回メモをつくって皆さんにお配りしてはどうかというご意見もありましたので、メモをつくって同封させていただいた次第です。既にこちらのほうはお読みいただいていると思いますので、説明は省略します。

それから、少し補強した点として、47ページ、48ページの速度を抑制する方策について、図だけではわかりにくいと思われましたので、写真の事例を入れております。

そこで、ここにボラード（車止め）による狭窄のあり方。それからハンプというのは上の2行のところにありますように、道路の一部の高さを盛り上げて速度を落としての通行を促すためのものです。こういったものの事例。それから交差点での狭窄ですとか、一番下のほうは一方通行の、これは生活道路だからでしょうけれども、そういったところで植栽などによる狭窄が実施されている例があります。

48ページのほうでは、これは東村山市で道路のセンターラインをなくして車道を狭めて、その分歩道を広くして、横断歩道がちょっとしたハンプになっているんですね。そのために横断歩道は歩道と高低差なしでつながるといふ事例です。こういった速度抑制策についての対策は安全上なるべく平坦で真っすぐな道路への設置が原則となります。また、公園坂通りにつながる東西方向の道路ですとか、沿道の駐車場などへの出入り口との関係を考慮して、速度抑制を効果的かつ安全に行うための方策の選択、それから何カ所ぐらい設置できるか、間隔はどのぐらいかということを検討する必要があります。

公園坂通りで、比較的平坦なところは北の①区間と南の②と③区間の部分になりますけれども、こういったところでどれが可能かということをよく研究する必要があるということの説明しております。また、実際の整備に当たりましては、下の写真にありますように、社会実験ということを行ってから整備されるということも多いようです。

次に、電線類地中化につきましては、具体的に公園坂通りに反映した場合、事業としてどのようになるのかといった記述が非常に薄いというご指摘がありましたので、51ページの（1）電線類地中化の3段落目以降、公園坂通りの車道には既に東側から順に、上水、汚水、雨水、

ガスの管が埋設されています。それ以降は、今回具体的に公園坂通りで事業を行う場合を考えた上で記述をさせていただきました。この中にもありますとおり、車道に1系統で地中化していくということになりまして、具体的には1系統と申しましても電力管が1つ、通信管が1つ、宅地は東西それぞれにございますけれども、道路を横断する形で分岐していくという実際の想定される整備の手法を加えました。

具体的に費用の面についても出していくべきではないかというお話がありましたので、公園坂通りにおいて電線類を車道の地下に設けた範囲、整備するためには1メートル当たりおおむね30万円の費用がかかりますということを入れました。53ページではこのような同様の整備手法で行われたおおむね8メートル未満の整備の事例を載せております。

続きまして58ページ、ベンチの事例としてこの公園坂通りに見合ったモニュメントの足元に腰掛ける等のことを考えていってはどうかということですが、実際、通りのコンセプトは、地域の方々とお話し合いしていきながら、手賀沼公園・久寺家線整備計画に整合したものであるということもありますので、現段階で余りに具体的な絵は示さずに、事例としては我孫子駅南口の飯泉喜雄顕彰碑、これは腰かけるためのものではございませんけれども、荷物を置いたり休息に使われている方もおられることと、あと狭い場所でもお金のかかることはできるようなものの事例と、樹木の周りのさくと、腰かけられるものの事例を加えました。

そして、一つの大きな項目として今回加えたのが70ページの 6) です。路上施設の整備プランということで、主に植栽と電線類地中化の地上機器、舗装の種類、そして電線類地中化と関連して街灯の関係について、70ページ以降A案、B-1案、B-2案にそれぞれ従いまして、A案については南区間においても低木の植え込みというような植栽になっているということです。B-1案、一方通行にした上で片側に歩道を集約しておりますので、こちらでは北側の区間においても地上機器が街路灯と一体でないもので整備が可能であるといったことと、南区間は一方通行にした場合ですと中木程度は植栽できます。車道と歩道の仕上げについては、すべてある程度高質化を図ったものにしております。

街灯のデザインがちょっと無機質なものですけれども、これでいくという話ではなくて、イメージとして街灯を入れたものです。この街灯がなぜ出てきているのかというと、今現在は公園坂通りは電柱に街灯をつけているんですね、ほとんどのところで。ですので、電線類を地中化しますと今度は街灯を新たに設置する必要があります。

それで、箱形の茶色いものが見えているページがあるかと思えますけれども、これは電線類地中化に当たっては地上機器というものが必要になります。我孫子駅前の区画整理が終わって

いるところですが、あそこにも地上機器が植栽の中に設置してあります。上のほうはこれが出ていない絵になっていますけれども、なぜかといいますと、A案の上の絵、この絵に街灯があって、街灯の上のほうが少し膨らんでいるように見えるかと思えます。これは柱状機器と申しまして、電線類地中化のための街灯と一体化した機器になります。A案のですと、北側では歩道に集約しても2.5メートルしかとれませんから、下のボックス型の機器ですと1メートル近く要るものですから、こういった柱状型の機器を設置しないと有効幅員がとりにくいということがあります。

今、国土交通省も電線類の地中化に当たっては一生懸命に地上機器をスリムにコンパクトにといったような研究を進めているようではございますけれども、じゃ柱状機器で全部やっていけばいいかと思われるかもしれませんが、1基についてそれぞれ200万円近くかかりますので、その分コストがかさむということになりますね。これが二、三十メートルおきに必要です。ですので、余裕のあるB-1案では箱型の機器を置いています。それから南側の区間についても同様です。北側については歩道の幅員に余裕のないところは電線類地中化をやるとこういった一体型でないとしても難しいだろうと思えます。

続きまして、整備プランの比較と評価ですけれども、前回までは75ページに表が1枚あっただけだったんですけれども、左側のほうに簡単にこの表の中身を解説したページをつけ加えました。また、この75ページの表におきましても、横の行で魅力ある空間構成として、前の章のところで検討してきた内容をそれぞれの案ごとに簡単にまとめております。例えば、先ほど申し上げましたように、植栽につきましてA案の全線相互通行の場合には南区間の車道幅員が5.5メートルで、相互通行のため低木が妥当であろうというご説明になっております。これに対して、その隣のB案にいきますと、南②③区間の車道幅員が5メートルで一方通行のため、中木の詳細は可能であるという記述になっております。

それから、74ページのほうをかいつまんで申し上げますと、A案というのは全線相互通行でするので、沿道及び周辺宅地の生活者の車の利便性という視点からは一番評価できる案ということが言えます。B案ですと、これは全線一方通行ですから、車の利便性は当然劣るんですけれども、歩行者や自転車の安全性、ゆとり、そういった点では一番評価できる案ということです。C案というのは北区間を一方通行、南区間を車の利便性を重視して相互通行にしているので、それぞれのよさを折衷した案という、そういった形になっております。

最後に、具体的な計画づくりに向けてのところですが、前回ご意見いただきましたことにつきまして、(2)の実行性のある計画づくりというところの中ほど以降で、事業費につ

きましては、国土交通省の補助金であるまちづくり交付金を活用するため、都市再生整備計画に位置づけ、手賀沼文化拠点整備計画のほかの事業と一体的に進めていく必要がありますと書いてあります。これにつきましては、昨年度既に手賀沼文化拠点整備計画の実行計画をつくりまして、現時点でのプログラムが決まっております。公園坂通りは、おおむね平成27年度をめどということですので、前期5年、後期5年のうちの後期の5年の方でほかの手賀沼文化拠点のいろんな事業と一緒にまちづくり交付金という国土交通省の補助金を活用して整備を進めていく、そういう予定になっております。

その他ちょこちょこ直していくところがありまして、本来ならばどこをどう直したというふうに皆さんにお示しできれば一番よかったですけれども、かなりありましたので、こういった形で説明させていただきました。

この資料の説明はこれで終わりました、はじめにのところにも書いてあるんですけども、この整備プランについてよりわかりやすくするために、CGの絵を何枚もここでかいているんですが、これの動画をつくってあります。一度皆さんにごらんいただきたいと思います。

<プロジェクターで動画を見る>

【事務局】 この報告書案の今後ですけれども、皆様からのご意見に対する反映について、ご質問やまたさらにご意見など伺い、今月の終りに市長に報告と協議をいたしまして、決定します。その後、5月に庁内で報告等した後に、6月議会に報告し、公表します。

【阪本会長】 ありがとうございます。ご意見、ご質問があればどうぞ。

【増田委員】 全体の編集というか、番号づけのところが大きく変わってわかりやすくなっていると思うんです。1番の公園坂通りの新たな役割ということで、これがすごくわかりやすくなっていて、読んだ瞬間に、要するに公園坂通りというのは2つの役割を一緒に持っているために今まで混乱していたけれども、この1つの役割を新しい道路のほうにやってしまうと、周辺居住者の重要な生活道路になるというようなことがわかりやすく書かれている。

前回のときに内田委員がおっしゃられたように、コンセプトもここでかなり煮詰まってくると思う。だから非常にいいと思います。

それで、要するに今、私が知らないことは、住民の人たちが、例えば僕が一生懸命ここでこの前、道路のことで言ったけれども、あれを受け入れて、あれでいいですよといえ、僕は利害関係ないからいいですし、反対を彼らがしているのであれば、僕はやっぱり反対だから、住

民の人がどういう意見なのかというのが一切わからないから、私も何を言ってもしょうがないなというようなことはあるんです。住民の人がよければいいわけです。

ここで一つ質問があるんですけども、この公園坂通りというのは国道とか県道とか市道とかいうような呼び方でいうとどうなるのか。それから新しくできる道路というのは国道なのか県道なのか、それから幹線とか書かれていますけれども、ああいうのはちゃんとした言い方なのか、そういうことが知りたいんです。コミュニティー道路と書いてあるけれども、コミュニティー道路という言い方があるのかどうか。

【事務局】 公園坂通りにつきましては、あと新たに整備される手賀沼公園・久寺家線、いずれも市道、市の道路でございます。

【増田委員】 管理しているだけか、建設するときのお金はどうなっているの。

【事務局】 当然、市のお金です。

【増田委員】 市のお金が100%。

【事務局】 起債等がありますけれども。

【増田委員】 今度つくるのも市道ですか。

【事務局】 そうです。都市計画マスタープランの位置づけでは、新たな手賀沼公園・久寺家線は地区内の幹線道路という位置づけになっております。公園坂通りについてはそういった位置づけはございません。

【増田委員】 ふれあいラインは県道なんですか。

【事務局】 今は市道で、部分的には国道の位置づけがされています。布佐のほうは一部国道3・5・6号のバイパスという位置づけになっています。まだ未整備の部分、それから整備が大体ほぼ終わっているところについては、今、市道という位置づけです。

【小池委員】 手賀沼公園の前のちょうど交差点付近に流入するところ、これ混雑したときが非常に入りにくいと、それからいろんな面で出られないことがいっぱいあると思うんですけども、信号機はどの程度つくのでしょうか。

【事務局】 公園坂通りとふれあいラインの交差のところ、ここはもうご存じのとおり、土日ですとか、公園を利用される歩行者の方がたくさんいらっしゃるところで、かなり坂のほうがかたまりしている。そこについては整備をした段階で、いわゆる歩車分離の信号ということで設計されています。今でも歩車分離できるんじゃないかというご意見があるんですけども、これは周辺の現在の信号機との関係で、なかなか警察のほうで今の状況ではオーケーしてくれない。そういうことで交通課のほうで整備を進めていくということで考えています。

【小池委員】 この公園坂通りが斜めに入っていきますがここには信号機はつかないんですか。

【事務局】 ここに今回交通課のほうでまとめたものを資料として出させていただいていますけれども、交差点というのは県の交通規制課というところで道路を設計する際には交差点についての協議というのをしなければなりません。その協議の中で、交差点をできるだけ今コンパクトにつくるというのが共通の考え方としてある。それから信号、交差点からさらに次の信号をつける場合、あまり近距離の中で信号機をつけますと、車の通行の処理上好ましくないということで、この範囲のところでの信号機の設置は、規制課との協議の中でちょっと無理だということになっています。

もう一つ、前回の議論の中でお話があったということなのですが、もう少し北側のほうに信号機を設置したらどうなのかというお話があったそうなのですが、これにつきましては相当の縦断勾配、北から南に延びていく勾配がございます。信号の手前というのは勾配のあるところで車列をつくるというのは好ましくない、一定のフラットな状態で車がそこでとまってられるものを構造上つくらなければいけないということで、そういったことを考えますと、設計上なかなか難しいところが出てきます。それから、既にこれは事業認可を受けていまして、この事業認可を受けたものを前提に周辺の、既に住んでいらっしゃる方たちの住宅の擁壁ですとか、高さ、建物の地盤、そういったものの調整というのを既に進めている、できているところもありますので、今の段階でここに信号機を持っていくとか、勾配を変える、構造を変えるというのは極めて難しいと考えています。というのが交通課でのまとめた、警察との協議の中で、事業認可を受けていく中で検討したことを前提とした考え方です。

【阪本会長】 ちょっと私のほうから教えてもらいたいんですが、1ページ目の絵といいますが、地図がありますね。これは現状をあらわしているんですか。

【事務局】 そうです。

【阪本会長】 整備の予定で曲がっているラインにしてもらったほうがいいかなと。

【事務局】 そうですね。

【内田委員】 私、前回の審議会において整備に当たって3つの留意していただきたい点ということをお話しさせていただきました。その後、3月議会があったものですから、同じ観点で質問させていただいたんですが、今回の報告資料、その辺の点がどうなっているのか再確認したいと思います。1点目の手賀沼公園・久寺家線と、それから公園坂通りの2つの道路の機能・役割分担を明確にさせていただくことが大事だろうという点をお話しさせていただきましたけれども、今回の報告書で、先ほど増田委員のほうからもお話ありましたけれども、公園坂通り

の新しい役割の中で、公園坂通りにかわって我孫子地区における地区幹線道路として車の通行機能を担うことになり、手賀沼公園・久寺家線が位置づけられ、公園坂通りに関しては人を中心としたシンボル道路と位置づけられてはっきりしていただいたと思っております。

2点目の注意点として、整備コンセプトをはっきりさせたいということをお話ししたんですけれども、これに対して、2ページ目に手賀沼文化拠点整備計画での位置づけという項目を新たに入れていただいて、大変イメージがはっきりしているかなと思っております。3点目の公園坂通りの整備イメージの、楽しく快適な魅力ある空間というところの一番下に、歴史や文化を醸し出す雰囲気づくりという一文を入れていただいたということも、よかったですと思っております。

確かに配慮していただいたのはよくわかるんですが、今回の報告書の位置づけというので、これが実行計画ではないという限界があるのかなとは思いますが、先ほどもちょっとご説明にあつたんですが、例えば白樺派の文人たちが愛した散歩道というような、具体的な表現のコンセプトが今の段階では入れ込まれていないので、この辺をどのように市の実施計画に盛り込んでいく、それはそのときのメンバーのご意見によるんでしょうけれども、全体のまちづくりという視点から見ますと、手賀沼文化拠点整備計画などもありますので、その辺のコンセプトが多分出てきていただければ、この辺の意向がどういうふうな次の実行計画に続いていくのかなという懸念が私にはあります。

それから、その地域としての一体的なまちづくりをぜひ進めたいということで、補助金絡みで国交省のまちづくり交付金を使いますというところなので、当然一体的な整備というか、まちづくりとしてとらえていただいているのかなと思っておりますが、その辺も計画とともに実施に当たってスムーズに流れていくように、それこそ計画をつくるときの組織、指揮体制も協議していただいて、こちらで庁内の連携体制というような協議もされていますので、事業を実施するに当たってスムーズに行えるように配慮していただけたらなと思っております。

前回の報告書よりもずっとよくなつたかなと思っておりますが、ただ、何となくまだインパクトが弱いという感じもします。

【事務局】 2点目の、コンセプトについて、説明では省略してしまったんですけれども、内田委員のおっしゃる一番ポイントのところ、特に手賀沼文化拠点整備計画では我孫子駅前から手賀沼文化知的ゾーンを中心となることへいざなうんだというところにそういう意味合いがある計画の中に入っているのかなと思っております。

79ページの、そういった歴史や文化に思いをはせながら、あと、わかりやすい整備コンセプト

トを設定することが重要です、という言い方がちょっと弱いというふうにおっしゃられているのですが、コンセプトについてはやはり住民の皆さんと、この手賀沼文化拠点整備計画がありますので、改めて議論をしてやっていけたらいいなと考えております。

【内田委員】 せっかくこれだけやったのに終わってしまうんじゃなくて、次の実施計画の中で取り掛かれるような体制なりを考えていただけたらなと思います。

【事務局】 先ほどの手賀沼文化拠点の実行計画というのができております。その中にもこの計画が盛り込まれています。基本的には教育委員会の文化課が進行管理は中心になってやっていくことになると思います。都市計画課の景観推進室も景観の面で積極的にかかわっていく。手賀沼公園・久寺家線についても、いわゆる白樺派をイメージしたような景観づくりというようなことも実際のデザインに当たっては配慮した計画をつくっていくということでやっていますし、地域の方たちに対する説明会の中でもそういった視点でご説明しているという経過がございます。ですから、まちづくり、地域づくりということの一体性ということも手賀沼文化拠点整備計画等も踏まえて今後進めるようにしていきたいと思います。

先ほどちょっと私の言葉足らずのところがあったんですが、手賀沼文化拠点整備計画で、まちづくり交付金を使って手賀沼公園の公園坂通りを整備するというで位置づけがされて、補助金の採択の範囲に入れば、まちづくり交付金の対象に公園坂通りについてはなってくる可能性はあると思うんです。ですから、先ほど私、起債、要は借金と市のお金で両方ともつくりますというふうに申しましたが、手賀沼公園・久寺家線のほうは起債でやっていきますけれども、公園坂通りについてはまちづくり交付金という国からの補助金の対象になる可能性はあります。そこを訂正させていただきます。

【増田委員】 編集のことですけれども、非常にわかりやすくなって、よくなったなというのが第一印象だったんですけれども、やっぱりいろいろこれだけのものをつくると、大きい1から1)、それから(1)、それから①というふうに番号がついて、あれ、これどういう位置づけだったかなと何回も戻ったんですよ、私。この番号の1では大きいのも小さいのもわかりにくいから、アルファベットで大文字のAとか小文字のaというのを入るとどっちが大きいかというのがよくわかりますから、そういうのも活用されて、一番大きい1、それから1)の次はaとかしたら非常にわかりやすいと思うんです。数字ばかりにとらわれずにやってもらいたいと思います。

【事務局】 編集につきましては、増田委員のおっしゃったようなやり方もあると思いますので、数字、記号のつけ方についてそうしていきたいと思います。

【増田委員】 こっちの手紙のほうについて質問があるんですが、公安委員会との調整というところから3行目に交差点協議済であると書いてあるんですが、これはどういう意味ですか。

【事務局】 まず、道路法の第95条に基づいて交通規制課と協議しなければいけない。了解をとらなければいけない。そういう手続を行いまして、これは今もう既に事業認可という、都市計画道路としてこういう線を引きましたよというだけではなくて、事業としてこれこれの内容で実施しますというための事業認可というのをとらなければいけない…

【増田委員】 どこが出すんですか。

【事務局】 市が出します。

【増田委員】 認可は市が認可するの。

【事務局】 県と最終的には国です。国のほうの事業認可をとります。それで……

【増田委員】 済というのはどういう意味ですか。

【事務局】 その協議が終わっているということです。

【増田委員】 それは何回も協議するわけでしょう、これだけの仕事だから。まだ地元の人たちは知らないぐらいなんだから、地元から意見が出ればまた協議するわけでしょう。

【事務局】 当初事業認可を受ける段階では今のように市民参加といいますか、そういうことは進んでいなかった。事業認可を受ける際には当然、こういう計画で進めますよという、意見を聞くための公告手続、告示ですとか、そういうことはやっています。そういう手続を経た上で事業認可を受けて、最終的に認可を受けるわけですね。今のように、例えばパブリックコメントをやるとか、細かく住民の方たちのところに入って意見を伺って、事業計画自体を詰めていくという手続が当時はそこまではなされていなかったというふうには思いますけれども。ただ……

【増田委員】 始めに設計をして、進めていくのは当然わかるわけです。それから現実に移ればいろいろな問題が出てきて、さらに修正とかそういうのがあることもわかるんですよ。だからこういうところで協議済みであるということは、あと受け付けないというような印象を非常に強く受けるので、この次というのは何かなというのをまず1つ思うわけですね。それと、こっちの道路が主でありこっちが従であるというのはだれが決めているんですか、同じ市道で。

【事務局】 それは計画の中で。

【増田委員】 それはどこに書いてあるんですか。道路課が決めているだけでしょう。

【事務局】 違います。先ほども申しましたが、都市計画マスタープランといいまして、都市計画法に基づいて我孫子市の都市計画審議会を経て、我孫子市の道路網をどういうふうに整備

していくのか、どういうふうに考えていくのかという位置づけをしています。そういう中で、この道路についての位置づけというのもしています。

【増田委員】 これを読み進みますと、従たる道路の利便性を図ることがどうのこうのって。要するにその利便性は自分たちの主の道路のほうが利便性、従のほうの利便性を図れないという、簡単に言うとね。いろいろ上手に書いてあるけれども。そういうようなことでできないというふうになっているんですね。その次に、右折は困難なことからとあるけれども、右折は何で困難なんですか。右折はできない。右折と表示することはできないから、コーンを置いてやるとかいうふうに、そういう手段でやるわけでしょう。なぜ右折禁止って出せないんですか。

【事務局】 最終的に公園坂通りの通行のあり方というのは決まっていらないわけですよ。この事業認可を受ける段階では、現行の公園坂通りがあるという前提で都市計画道路の計画をしています。ですから、同時期に同じようにすべての道路が整備できればいいんですけども、それができないので、今の現状で、おりてくる車、それから上っていく車というのも全く否定できないところがありますので、可能な形でここで受け入れられた形で処理をしている。そういう意味でここでは書いています。

【増田委員】 交通課としては右折はしたくないから、右折をすることについてはここで検討することも省くというようなことが前に書いてあったので、それはやめてもらうということで今回省いてあるわけですけども、交通課としてはあそこを右折禁止にしたいわけでしょう。そういう強い意思があるなら、右折禁止ってしっかり書けばいいじゃない。計画で。そうじゃなくて、姑息な手段をとって、右折禁止を中止していこうというやり方は非常にずるいといひかな、そういうふうにはまず思うこと。それから、次の考え方により設計したと書いてあるけれども、それはここの市の設計がやったんですか。

【事務局】 市が最終的に……

【増田委員】 直角に道路にぶつからなければいけないというのが構造法か何かにあるっていうふうに書いてありますけれども、どこでもそれが望ましいわけですよ。だけどそうでない道路だっていっぱいあるわけですよ。だから、あの道路を真っすぐ行って、ふれあい道路に直角にぶつかるというのは検討しましたか。新しくできる久寺家線に入れてほしくないわけ、こういう文章を読むと。

それからもう一つ、建築でも道路でも設計するときにはいろんなことを調べてやらないかん、十分に配慮して。こっちの利便性が図れないとかいってこういう道路をつくるのは、設計をする資格がないような気が私はするわけ。ちゃんといろんなものを調べて。今ありましたね、上

位計画が2つか3つか。その中に公園坂通りというのはどういうふうを書いてあるかというのを調べてやっているでしょう。そこには連携じゃなくて継続的というようなことが書いてありますよね。要するに今度の新しい道路になんかぶつからないで手賀沼公園まで行くのが望ましいわけですよ。だから設計する段階で、ふれあい道路に公園坂通りが直角にぶつかる方法も検討して、それからできればあそこは立体交差にして、今度できる久寺家ラインとかに入れようと思うから話がどっちが主だ徒だとかなるんで、あれと交わらないことは検討しましたか。

【事務局】 実際にそこを検討されたかどうかは、ちょっと私は存じ上げません。

【増田委員】 それで道路課のわかる人と呼んでくれって私が言った。

【事務局】 そうですか。ただ、立体交差化するというのは、実際にここは既に一定程度土地利用が図られている、それから道路をつくる場合の道路構造令というのが国によって定められている。そういったものは当然配慮した中で、まずこの都市計画道路を計画する際にもそういったことは十分に配慮した上で計画されたと考えています。

【増田委員】 要するに十分に考えて、いろいろ検討したかということを知っているわけで、実現性がないとかお金がかかってできないということは私も大体わかりますよ。ただ、検討もここに書かないで、利便性を図ることはできないというような書き方は非常によくないような気がしているわけね。

交通課にお聞きしますけれども、新しくできる線からふれあいにぶつかったら、これは見通しとしてどっちに行く車が多いんですか。ちゃんと調べたでしょう。そして、この車を利用するのはどこに行く、我孫子の人か、柏のほうに行くのが多いのか、どっちが多いんですか。

【事務局】 それはちょっと私今ここには資料を持ってきておりません。

【増田委員】 だから呼んでくれって言っているわけよ。僕は今それは別に返事をもらわんと困るというわけじゃないけれども、我孫子の市の道路をつくるのに、何でそんな幹線だからどうのこうのといって、これは柏のほうとか、そういう車もかなりいるはずですよ。国の国道から入ってきて、柏に行くの便利だから、松戸も鎌ヶ谷もいますよ。そういう人たちも大事ですよ、我孫子の道路を通っていくのは。だけど我孫子の住民である公園坂通りの人たちに利便性を図らないで、そういうことをするのはよくないと思うんですよ。

もうちょっと言わせて。僕はこの資料を読んだときに何を思ったかということ、まずミャンマーの国というのがありますよね。僕はあそこのスーチーさんと関係もないけれども、スーチーさんを応援するわけです。チベットとも関係ないけれども、中国の国より僕はチベットを応援するよ。これを読んだときにそういう関係にあるような気がしたわけ。市のお金でつくる道路

だったら、市の住民利便性を図らないというようなことが言えるのか。こっちが主の道路でというようなことを言われると、利害関係はないけれども、考え方が間違っているんじゃないかというふうに思っているわけ。

【事務局】 このペーパーは、今現在の計画の考え方としてはこういうことですよというのをまとめたものです。ここで言っている主たる道路、従たる道路という中には、従たる道路、今現在の公園坂通りというのが先ほどもどなたかおっしゃったように土日は相当混雑して、上のほうまで交通渋滞が発生しているような状況であります。そういった車をできるだけその渋滞を解消して、都市計画道路のほうに流していくという考え方がベースにあります。そういう意味での主たる道路、従たる道路という考え方です。周辺住民の方たちに全く生活の利便性を配慮しないのかということですが、右折ができない場合にどうするのかということは、15ページの図を見ますと横断道路が左端のほうに入っていますけれども、こういった道路を活用して、こちらのほうからふれあい道路のほうに入っていける構造。それから……

【増田委員】 それは住民はどこか通っていきますよ。

【事務局】 公園坂通りのほうにはできるだけ車を誘導しないで、生活する方たちの出入りを中心に考えていこう、通過交通については、この大きな都市計画道路のほうに誘導していくという、そういう考え方でこの道路の計画は、当時は多分道路課だったと思いますが、計画しているということで私は理解しています。

【増田委員】 アビスタってご存じですよ。アビスタに入って、アビスタから出たら左折してくださいって書いてありますよね。あれ市の施設でしょう。僕がいつも右に行くのが自分の家なんだから、あれ何で左折させるのかなという、混雑するほうに追いやっているわけですよ。あれは右折してくれと書かないといけないのを。

【事務局】 ですから……

【増田委員】 アビスタは知っているでしょう。

【事務局】 はい。

【増田委員】 あれから出て左に公園坂通りおりてくるでしょう。

【掛川委員】 会長、休憩してください。

【事務局】 駐車場からふれあい道路に出る場合ですね。

【内田委員】 あれ出にくいんですよ。

【事務局】 公園坂通りのほうに出るといのは、結局市役所のほうから車が来て、要はあそこの処理が難しいので、事故の可能性が高いので、左に出て迂回して通ってくださいと。

【増田委員】 迂回するところが公園坂通り。

【事務局】 ですから、ここで言う迂回が、例えば今の計画でいいますと、入ってきて坂を上ってどこかで右折して都市計画道路に出て行くという流れというのが想定されますよね。

【阪本会長】 すみません、こちら辺で休憩入れさせてください。

(休憩)

【阪本会長】 では再開いたします。

先ほど来、増田委員のほうからいろいろ事務局のほうに問い合わせがございましたけれども、前回の審議会は、今ありました15ページのこういう道路を前提にしていろいろ協議してきました、これをまとめていったわけで、冒頭、増田さんから大体よくまとまっているというお話もございましたので、一応この報告書自体はその内容で審議をしていただければと思います。たまたまこの1枚に派生してお話があった。これはこれとして増田さんのご意見は現課のほうにお伝えいただければと思います。ここでちょっとお時間をいただくのは無理かと思います。その辺でご了承いただきたいと思います。ほかの案につきまして意見ございますか。

【掛川委員】 自由闊達なご意見が出て、資料も前回の意見を取り入れて、調査検討報告書がすばらしい内容でまとまった。私は評価をしております。

また、アビスタとけやきプラザ、これを結ぶ一つの道路の幹線道路として、この役目は大変重要であります。再三言っているように、公園坂通りは我孫子市の手賀沼公園・久寺家線はこれから整備しますが、それ以上に道路が狭いんですが、大変重要な、我孫子市の中でも1級の、道は狭いんですけども、1級の道路である。だから公園坂を取り上げて、こういう形の道路を整備していこうということでございますので、ぜひやはり今、車社会から、これはあと何十年すると脱車社会になると思います。そういう意味では、本当に人間優先の道路を我孫子市はつくったなという、よその自治体に先駆けて、そういうすばらしい道路をつくってもらいたい。

そして日曜日には人が大変多くなったら、それこそ車を排除して、まさに歩行者天国、そういうことも将来考えていかなきゃならない。それだけ我孫子の星野市長になって縦割り行政が横断的な組織になりまして、教育委員会の文化課と商工観光課が一緒になって手賀沼文化拠点構想を今、共にまとめているという横断的な組織がかなりできておりますので、この件も交通課、道路課、いろんな課が絡んできますけれども、そういうところと協調しながら、このまとまった調査検討報告書のとおり、よりこれにいくつかのコンセプトであるとかいろんなものを取りあげてもらって、まとめあげてもらいたい。もちろんこれからタイムスケジュールも聞きましたが、市長の決裁をもらって、また市民とか議会からもそれなりのまた意見をいただくと

思うんですね。要するにこの内容でしたらどこに出しても恥ずかしくない、私はそのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【齋藤委員】 2回お休みしているの、もし皆さんがもう既にご議論していることであればどうぞお許してください。

私もこれを拝見いたしました、あとこれまでの議事録を拝見しまして、大変皆さんが活発に、そして真摯にこれを受けとめて審議されているんだなというふうに感じました。それで、この報告書も大変調査をもとにして提案ということでわかりやすいんですけども、1点だけわからなかったことがあったので質問させていただきます。

今、掛川委員もおっしゃっていたんですけども、これを人間優先の歩行者空間にしていこうということが基本方針ということで私も理解しているんですけども、その場合、今現在、歩道と車道が分かれていますよね。それで歩行者と車というのを分離して計画するということが今前提になっていると拝見しているんですけども、この考え方について最初にはっきりさせておいたほうがいいんじゃないかなと思ひました。

人間優先なんだけれども、歩行者と車道が分離するんだという考え方なのか、それとも分離の仕方はいろいろある、そこで25ページに歩道の形式というところでいろいろ事例が出ているんですけども、この中で今現在はセミフラットとかフラットの形というのが相当いろいろありまして、視覚的には歩道と車道が分かれていないかのように見える歩車道分離というものもあつたりしますよね。それでお祭りのときとかイベントのときなんかには歩行者天国になるような、そういうことも想定されているのだったら、基本的な歩行者と車はどういうふうに分けるのか、または優先する場合、どのような方法で歩行者を優先しようとしているのかというのがどこかに書いてあるとわかりやすいかなと思ひました。ちょっと私はそこがわからなかったことだったんです。

それでもう一つは、この事例の中にいろいろな歩車道分離、また車のスピードを抑制する事例の写真というのが出ているんですけども、こちらのほうが歩行者と車を完全に分離して歩道がついている例があつたり、それから歩道と車道が全然分かれていないで、何ていうか、人間が歩くところはここっていうふうに分かれていない、一般の普通の地先道路というんですか、そういう道路の例があつたりするので、なおさらわかりにくいかなと思ひましたんですけども、もしこの事例の写真をそのまま使う場合にはどういう分離方式のコンセプトなのかという、その事例の写真にちょっと注釈をつけると、ああこういう方法もあるのかとか、こういう考え方は何をもってしてこの事例に載っているのかというのがもっとわかりやすくなるのかなと思ひ

ました。

それからもう1点だけなんですけれども、先ほどムービーを見せていただいて、大変わかりやすいなと思ったんですけれども、ただ残念なのは車の視点だったんですね。それで、それはそれでいいとして、歩行者の歩く視点の何ていいんでしょうか、ムービーがぜひ欲しいなと思いました。それがあると、車がすれ違う速さですとか、圧迫感ですとか、それから車のスピードを変えたとき、例えば速度20キロぐらいで車が走ってくると、こんな感じの圧迫感がありませんか、そういうような歩くスピードと車のスピードを比べるという、そういうシミュレーションもできると思いますので、もしさらに時間とお金があるようでしたら、歩行者の視点と歩くスピードと車のスピードを比較できるようなものがあると住民の方にも大変わかりやすくなるんじゃないかなと思いました。

【事務局】 今お話しいただきました3点につきまして、2点目の事例について、この事例のもう少し補足をつけて、どこを導入させるといいかといったようなことが1つですね。それについては補足、キャプションをつけていきたいと思います。

それから3点目のさっきの動画で視点を歩行者の視点にしたらとか、いろんなことが考えられるっておっしゃった点につきましては、今回はこれは動画という形で、要するにアニメーションになっているんですね。ですけれども、もう少しこれをお金と時間をかけますと、VRとって、公園坂でつくった事例はないんですけれども、自在に視点を変えたりとか、齋藤先生がおっしゃったようないろんな検討ができるようなものもつくれるというふうに聞いていますので、もっとこの計画で今つくったものにさらにいろんなことの検討を付け加えていった暁には、そういったVRみたいなものに将来具体的に計画づくりのときに今のデータを出すことは可能かなというふうに思っています。

あと一番最初におっしゃいましたことについては、これ歩く人優先ということで、歩車分離をしないという選択肢もあるんですけども、そのところはどうか考えているのかということでしょうか。

【齋藤委員】 はい。

【事務局】 それにつきましては、例えば世田谷区に、いらか道とかという道路がありますよね。ほかにもアーケード街なんかでインターロッキングが敷き詰めてあって、時々荷さばきの車が遠慮がちに入ってくるような、そういう通りもあると思うんですね。当初はそういったことも多少検討しましたがけれども、公園坂の場合は生活道路といっても商業中心では今のところなく、なおかつ周辺の、あそこを通過してしか行けない周辺宅地もいろいろあるということ、そ

れから坂道であるということ、それから途中で曲がっていますよね。なので視覚的にちょっと危ないということもあるのではないかなと思ひまして、歩車分離をやっぱりしたほうがいいだろうという視点に立って考えました。そのことが書いてないですね、確かに。そういう道路があるということですね。よろしいでしょうか。

【齋藤委員】 はい。

【島津委員】 この報告書は私のつたない意見も何か69ページにメモ書きで入っております、ありがとうございます。話がいろいろ出ておりますけれども、私はちょっとグローバルな視点で、1つだけ提案をしたいと思ひます。

74ページ、75ページ、整備プランの比較と評価。本日はこれをもとにして委員の皆さんから活発な意見が出るかなと思つてずっと見ていたんですけども、だれ一人として出ませんので、あえて提案いたします。

前回の会議であそこの公園坂通りは人に優しい道路なんだということで、皆さんコンセプトを持ったと思ひますけれども、A案、B案、C案と出ていますけれども、A案、全区間相互通行、これはもう最終的に市長が判断するんでしょうけれども、景観審議会のこの会のメンバーとしては、A案はむしろ車社会優先ということで、落としてもいいんじゃないかと。B案、C案をむしろ景観審議の様式として提案したらどうかというのが1点。

それから、人を優先ということであれば、今75ページに車道、歩道、自転車、車道、歩道って書いてありますけれども、あえて人の歩道というところを上の方に持ってきて、歩道、自転車、車道と、景観審議委員としてやっぱり人を重視しているんだ、この道路は新しいコンセプトなんだということ。そうすれば住民の方も抵抗はしないでしょうけれども、いろいろもめたときにあえてこの道路は東葛か千葉か、あるいは我が国を代表するような人に優しい道路づくりを目指すんだということで、何か一つ説得材料にはなるのかな、そういう気がします。できることならそういうふうに変えてみたらどうかということ、皆さんのご意見を賜りたい。

【内田委員】 意見というより確認をさせていただきたいんですけども、前回からいろいろな話がかみ合わなかったりする一番の元凶が、この報告書の位置づけというのがとてもあいまいだと思ひますね。それは要するに実際の実施計画をつくるにあたってのたたき台、あるいは参考資料という位置づけというふうに私はこの間も聞いたんですが、それでよろしいんでしょうかということが質問。参考資料ということは、ここにはいろいろなそういう考え方も手法もありますよということを同列に並べた資料というふうなとらえ方をするというふうにするのがひとつ。それとも今、島津さんのおっしゃったように、この審議会としての方向性、例え

ば願望でもいいんですけれども、こういう方向で整備していただきたいと、そこまでここで決めさせていただき、決めさせてというか。

【島津委員】 決めるじゃなくて、意見としてね。

【内田委員】 意見として出させていただいてもいいものかどうか、その辺をしっかり確認させていただかないと、どうしてもその辺で意見があっちへ行ったりこっちへ行ったりしちゃう気がするんです。

【島津委員】 だって、そこは逆に遠慮しては、この会議の……

【内田委員】 私たちの側としてはね。

【島津委員】 このメンバーが集まった意味がありませんよ。

【内田委員】 そうです。わかります……

【島津委員】 それは否定しているんですよ、皆さんの意見を。

【内田委員】 だからそうなんです。でもその前に位置づけとして。

【島津委員】 そのためにこれが、たたき台というか出てきているわけですからね。

【内田委員】 だけど、この位置づけということでこの間確認したところによりますと、あくまでも参考資料ということなので、その強弱をつけさせていただきたいです。私ももうちょっと明確にしたいんですが、その辺を確認したいと思うんです。

【事務局】 基本的には今、内田委員のほうがおっしゃったように、これは調査報告書ということで、市のほうでまとめました。このまとめたものを、案をつけたものを成案にしていく上で、これを審議会に諮って、審議会に決定していただくとか、そういう性格のものではないということですね。これを最終的に決定するのは、先ほども申しましたように、最終的に市長が決定します。今日いただいた意見についてもそうですし、前回の意見についても取り入れられるもの、取り入れられないものがございます。この審議会の中で1つに意見がまとまらないものというのも当然あったかと思うんですが、そういったことを踏まえて市の方で必要な調整をした上で（案）を取っていきますよという性格のものでした。

これはあくまでも対外的な位置づけとしては、今回この調査報告書の中では基本的なコンセプトはこういったもので道路をつくろうと考えています。その中にもいろんな考え方があります。今ここですぐに優劣をつけるということはないで、一応並列のものは並列の関係に置いて調査報告書としてはまとめたいということで、これは考えております。

先ほどおっしゃったように、審議会の委員さんの意見として出されたものについては、景観審議会のほうからこういう意見が出ていますといったものは、当然市長に報告する際にもつけ

加えて、こういう意見がありました。それはこの調査報告書の中にはストレートに取り込めな
いけれども、今後も実施計画なり事業を進めていく上では十分にそういった意見を取り入れる
ような検討が必要になってくるといった処理をしていかなければいけないというふうに考えて
います。

【掛川委員】 今、部長が言っていましたけれども、確かにこの調査報告書、今、島津さんが
言われたように、要するに歩行者優先道路で、とにかく日本にもない、いい道路をつくろうと
いうコンセプトがあるわけですから、ぜひ車をとにかく最後にしてくださいよ。自動車よりも
歩行者をまず最優先。あくまでも歩行者優先を掲げて、最後に相互通行。相互通行だけだった
らもう道路の整備だけでいいのですから、こんな景観審議会なんていない。これ大変な会議
ですよ、この会議は。

【事務局】 わかりました。それは別に並列で並べることの意味は変わりませんので、並び方
を変える。それから先ほどおっしゃったように、歩道を先に持ってくるというようなことは、
このつくり自体は中身として変わるものではありませんから、そのような形で処理していき
たいというふうに思います。

【阪本会長】 そうしていただくと大分これ形が変わってくる。順序が変われば精神的な内容
も変わってくるように思います。

【牛尼委員】 よろしいですか。先ほど安富さんが言われましたけれども、あそこの場所は商
業中心ではないっておっしゃいましたけれども、あそこの通りを魅力あるものにするためには、
やはり商店の存在って、とりわけ飲食店の存在というのがすごく大きいと思うんですね。その
ためにも商業者にとっても納得してもらえるような、そういう道路にしていかなければだめな
んじゃないかな。例えばあそこになぎわいを出すために歩行者天国にするとか、イベントをや
ったりとかってということも確かに大事だと思うんですけども、それが必ずしもお店の集客に
はつながらないんですね。

例えばそのいい例があそこの国道356沿いの鈴木屋本店さんありますでしょう。あそこから
船取線に至るまでの道路を寿通り、通称オオバン通りって言っているんですけども、あそこ
に点在する商店の数が15年ぐらい前には140件あったんです。それは分岐点から栄町のほうに
行くのも含めてなんですけれども、それが現在ではもう70件に、半分に減ってしまっている
んですね。あそこも本当に坂道でこそありませんけれども、歩きにくさの点においては公園坂通
りにまさるとも劣らないような歩きづらい道なんです。ですから、あそこを本当に通る人はい
ませんし、通る人がいないくらいですから、地元で買い物する人たちっていうのは本当にいな

いんです。やはりこのままではどうしようもないということでもって、あそこの商店主たちが10年ほど前からイベントを始めたんですね。寿祭りといって、あそこの千葉信用金庫の駐車場を借りて年に1回やるんですけれども、それは地元こういう店があって、こういうものを商っているんだということをアピールするためにいろいろ工夫をしてやっているんです。それもすごく人気があって、その日になると、ええっこんなに人がいたのかしらと思うくらいわいてくるんですよ。みんな両手に抱え切れないほどの買い物をして帰っていく。けどもうそれでおしまいなんです。次の日になると相変わらず消費者はみんなスーパーに買い物に行ってしまう、相変わらずあの通りは閑散としちゃっているんですね。そういう現状なんですよ。

最近市民まつりというのを盛んにやっていますけれども、あれも実行委員会をつくっているのはほとんどは商店会の人たちなんですね。そうするとイベントって大体土日にやりますけれども、職種によってはすごい稼ぎどきのお店のほうは奥さんや子供に任せて、ご主人はそのまつりに張りついているわけですよ。だからといって、それがもうそのお店の売り上げには全然つながらないって。そのぐらい、何か顔で笑って心で泣きながらイベントとかお祭りとかをしているというのが商店の現状なんですね。

話を公園坂のほうに戻しますけれども、例えば3ページに楽しく快適な魅力ある空間とか、にぎわいの創出とかってありますけれども、あそこに本当にすてきなベンチができたり、居心地のいい空間ができたとして、あそこに集まった人たちが自分でつくってきたお弁当か何か食べて、ペットボトルのお茶飲んで、それでお昼が済んでしまったら、あそこの周りには全然お金は落ちていかないわけですよ。やはりそういう意味では私は本当にまちの活性化というのは商業の活性化なくしてまちのにぎわいというのはないんじゃないかなというふうに思っているんです。ですからイベントをやるとか、こういうところがあるということを知ってもらうためにはすごく大事なことですけれども、やはり周りの商店が潤うような、そういうところにつなげていく必要があるんじゃないかなということを感じています。

【事務局】 なかなか重い課題で、本当に今、我孫子市の商工観光課のほうでもいろいろ今苦勞しているところです。ただ、何度も出ていますけれども、手賀沼文化拠点整備計画の中には商工、それから教育委員会の文化、関係する課等は入ってやっていますので、そういう中に公園坂通りというの位置づけていっていますので、ソフト的なもの、基盤整備的なものはこういう中で進めていくことになろうかと思えます。ただソフト的なもの、それから事業者の方たちなり我孫子にいらっしゃる方たちがその中でどういう魅力を感じて、今おっしゃったようなお金をどう落っことしていくのかといったところにつなげていくということになってくると、

やはり相当ソフト的なものも必要になってくるんだろうと思いますので、それはこのことだけですべて担うというのはなかなか難しいことだと思いますので、先ほどから出ていますように、関係する課や商工業者の方たちとも協力しながら、今おっしゃったような視点を今後の手賀沼文化拠点整備計画、その実行計画の中に出していかなければいけないんだろうということしか今の段階では規定できないと思うんです。

【牛尼委員】 いや、その道路の構造にも大きく関係してくることですよね。ですから、その点も踏まえた上でもって考えていただきたいなって思います。

【事務局】 わかりました。その点も踏まえて。

【内田委員】 今の関連で発言させていただきましても、実施計画の段階ではあその道路の両側の商店とか、そういう方を、そのためにもメンバーとして実際の計画はつくられるということで、私たちも何となく歯がゆいんですが、ここの委員会では今の時点ではこの報告書に関しては決定したことが言えないということですね。だからそれは十分に配慮をこれからされる、していただかないといけない。

【掛川委員】 だから鶏と卵の関係で、人・物・金をやっぱり集めないと、結局長谷川さんみたいな、ああいう銘菓がつぶれちゃうんです。鳥の博物館があるんですけども、結局あそこへ行っても食とか飲み物を提供しなければ、観光業者もあそこを使えないんですよ。ぜひ日本でただ一つの鳥の博物館ですから、コースに入れたいけれども食べる場所がない。我々も議会でも10何年前からずっと言っているんですけどね。それをやっぱり特区でもいいから、あそこの鳥の博物館の周りにね。今、鳥博の中でやっと、今までは食べ物も飲み物もだめだったんですけども、一部開放して。部屋だけね。本当は都市計画の中できっちりそういうものをとらまえていかないと。銀座通りや何か歩行者天国にしたり、とにかく人が集まってくればまちは変わっていくわけです。

【牛尼委員】 人も車も集まらないとどうにも。

【掛川委員】 人が集まらない上に、今言ったように車がいなくなっちゃうと今度はお客が来ない世界になっちゃいますから、一つの社会実験ですよね。

ですから、ことしは皆さんもご存じのように、今の朝日新聞の土台をつくった杉村楚人冠、石川啄木を世に出した人。その方がお住まいになった杉村楚人冠邸、これは一級の文化財があるんですよ。夏目漱石、白樺派、ものすごい材料がでできます。そこを今度は5億3,000万で市が買い取りしまして整備するんですが、そういうものを、いわゆる嘉納治五郎跡地といったそういう文化拠点をどんどんつなげていって、我孫子をとにかく市長には、たすきかけて我孫

子市の観光大使で山手線を歩くぐらいの気持ちでやってくれという話はアナウンスしているんですよ。

【牛尼委員】 この間の広報で楚人冠のあそこを買い取るという計画はあれしましたけれども、これはもう実際に……

【掛川委員】 これはもう予算通りました。

【牛尼委員】 いつごろになるんですか。

【掛川委員】 もう年内には。向こうもそういう気持ちでいますから。そうすると夏目漱石がかいた絵だとか、今まで考えられないような資料が出てきます。

【阪本会長】 ほかにございますか。よろしゅうございますか。それでは一応皆さんのご意見が出そろったということで、この審議会を終わらせていただきたいと思います。

それで、前回の審議会でいろいろ皆さんのご意見を事務局のほうでいろいろまとめていただきまして、それを細かくまた反映をしておりまして、いろいろよくできたというふうに私も報告書は思います。ご苦労に対して感謝申し上げたいと思います。

【掛川委員】 ご苦労さまでした。

【阪本会長】 本当にご苦労さまでした。今後この計画をもとにして、まだ実施というのはだいぶ先だと思うんですけども、これを計画は有効に活用していただきますように、せっかく討議した内容を活用していただけたらと思います。どうも本当にご苦労さまでした。

【川崎委員】 どうもご苦労さまです。

【阪本会長】 今日は皆さんありがとうございました。

【増田委員】 ちょっと1つ。前回、我孫子市の概要のインターネットというか、もう何年も前から我孫子市が紹介されている中に誤りがあるって、私、言いましたよね。要するに4キロから6キロ、つまり一番短いところで4キロだって書いてあるけれども、4キロと14キロを掛けると50平方キロメートル以上になる。これ、どこかに伝えてもらえますか。僕は間違いだと思うんだけど、まず間違いかどうかというのを確認していただいて。どこかに話を通してもらえばいいんですね。

【事務局】 考え方だと思いますが、話は都市計画課で承ります。

【阪本会長】 以上をもちまして終了いたします。どうもありがとうございました。